

Title	大和物語の事と言 : 大和物語雑考 (二)
Author(s)	柿本, 奨
Citation	語文. 1974, 32, p. 22-33
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68620
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

大和物語の事と言

—大和物語雑考(二)—

柿 本 奨

なれば雲は下よりいと多く立ちのぼるやうに見えければ、かくなむ。

白雲の九重に立つ峰なれば大内山といふにぞありける

(三五段)

大和物語中の実名を挙げた人物に関する小話の若干に虚構という「文学的発想」を認める説もあるけれども、賛成できない。本来作り物語であったかどうか判別しかねる話の特に無名の人の話に見受けられる(例えば七段)が、その場合でも実際にあった事として伝承する態度が作者の叙述に窺われこそすれ、それごとを構築する意識の介在は窺われなと思う。打聞物語といわれる所以であり、

伊勢物語・大和物語などは、げにある事と聞き侍れば

(無名草子)

云々という受容態度は、伊勢物語についてはともかく、大和物語については間違っていないであろう。この物語の各小話の読みから帰納される所であるが、逆にそのような読み方、即ち、小話に能う限り事実の根拠ないし背景を求めつつ読む読み方をする事にもなる。読む態度としては従来に変らないが、要は具体的にどの箇所にもそのような読み方をするかにかかっている。

堤の中納言、内の御使にて大内山に院のみかどおはします参り給へり。物心細げにておはします、いとあはれなり。高き所

という小話に接すると、「高き所」は「大内山」に相当するのであるが、仁和寺を「西山なる御寺」(源氏物語・若菜上)といった例があるにしても、その仁和寺とか、宇多院が延喜四年三月に仁和寺の西側に営まれた御所とか、その南に造営された南御室とかでは、「高き所」というにふさわしくないであろう。伝燈広録(大日本史料による)に、

上於茲敬崇徽号献法皇、時創大内山円堂院

云々とあって、宇多院が落飾した昌泰二年(八九九)に、仁和寺内地大内山に八角御堂円堂院を創建され、同年、また延喜四年三月、その御堂において供養を行われもした(紀略など)。兼輔の拝謁はその円堂院においてかと思われ、他に大内山御堂御創建の記事に出会わないとなると、ますますその感を強くする。

人物についても、

先帝の五のみこのおほんむすめ、一条の君といひて京極のみや

すん所の御もとに候ひ給ひけり。よくもあらぬ事ありて、まか
でたまて、壹岐の守のめにていますとて、

たまさかにとふ人あらばわたのはら敷きは(帆・秀)にあげ
て往ぬと答へよ(三八段)

の「壹岐の守」に擬すべき人として今井源衛氏の評釈(学燈社「国
文学」所載)は、一往春道列樹を提出しておく、という。列樹は古
今集目錄に「延喜二十年正月三十日任一岐□不発向卒」とある。延
喜二十年(三〇)四月に京極御息所は宇多皇子雅親親王を出生してい
るし、本物語三段によれば延長四年(三三)宇多六十の御賀の折とし
こは健在であるし、一三段によれば一条はとしこよりも長生したし、
三八段は「たまさかに」の歌が発向に際しての詠たる事を語るのみ
で、発向したとは記していないし、以上の事はすべて列樹説に抵触
せず、その上、前段についても次のような事が考えられるだろう。

出雲が、はらからひとり殿上して、我はえせざりける時に、
よみたりける、

かく咲ける花もこそあれわがためにおなじ春とやいふべかり
ける(二七段)

の地の文の詠点の打ち所を変えて、「出雲」を女房の呼名と見よう
としても、落着きのよい表現が得られず、通説の如く出雲守の意と
見るほかなさそうであるが、なぜそのような記し方をしたのか、説
明できそうにない。落窪物語に和泉守のことを「和泉殿」「和泉」
と記した例はあるが、「和泉守」が先行しているので支障はなかつ
た。不審は残るが、ほかによい考えもなく、出雲守のことだとする
と、評釈が凡河内弘恒を擬するのは注目してよいと思う。即ち類聚
符宣抄に、

出雲守凡河内宿弥弘恒 元大隅守(上ニ四人ノ連名ガアルノハ
省略)

右大納言藤原卿宣、件等人不向任国宜莫責本任放還者

延喜十四年五月七日 大外記阿刀宿弥春正奉

とあり、弘恒等五人はそれぞれの任国に向わなかったが、本任放還
を責める勿れ、という大納言忠平の宣を大外記から布告している。

「我はえせざりける時に」は、我は昇殿できず出雲守に任じた時に
の意と読めよう。三八段との共通点は辺地へ赴く身となったわびし
さと思われ、三五段・三六段の世を思い離れたわびしさに共通性を
持つて続く。列樹・弘恒は擬するに有力な候補者ではなからうか。

亭子のみかどに、右京のかみのよみて奉りたりける、

あはれてふ人もあるべく武蔵野の草とだにこそ生ふべかりけ
れ

また、

しぐれのみ降る山里の木の下はをる(折・居)人からやもり
すぎ(雨漏り通ル・除目ニ漏レテソノマトナル)ぬらむ
とありければ、願み給はぬ心ばへなりけり(以上ハサミコミ、
以下移り詞ト見ル)みかど御覽じて、『何ごとぞ、心えぬ』と
て、僧都の君になむ、見せ給ひける、と聞きしかば、かひなく
なむありし」と語り給ひける。(三二段)

の「僧都の君」を、

ねのひしに船岡におはしましたりけるに、其次にとて、雲
林院におはしますべしとありけるに、さもあらざりければ、
遍昭が子のいうせい(稿者云、「由性」ト傍記)僧都の殿
上人の中にきこえたりける、

春がすみ雲のはやしによりこねば草木もさらに冬ごもりけり

(桂宮本叢書「代々御集」中の「亭子院御集」)

とある由性を見てはどうであらう。寛平御集も他の亭子院御集も略同文である。由性は宇多院の側近に在る事もあつたらしい。「僧都」の点だけならば、宇多院に学才を認められ(元亨釈書)、延長六年十一月八日七十四歳で権少僧都に任じ(東寺長者補任)、同年十二月十三日に入滅した延徹も候補者かもしれないが、歌とのつながりの明記された由性のはうが、ふさわしいのではないか。初例抄(上)の「少僧都始」の項に、延喜六年十月七日に少僧都に転任し、「延喜十四年二月十五日入滅、七十四」とあり(僧綱補任は入滅時を「延喜十五年二月日」とする)、それにより三二段は延喜十四、五年以前の事で、宗子の官歴を古今集目錄などによって見て、沈湍を歎きそうな延喜十年頃以後の事(元二一九三)と、年次を推測する所以にもなる。因に、この僧都は一六八段に「京極の僧都」と記す人でもあらう。

このように小話の語る「事」の前提になった所・人・時の推定を可能にする(場合によっては蓋然性の域を脱しきれない事もある)ものを、小話を持っている。いうまでもないが、「事」の内容についても同様である。一例を挙げる。

躬恒が院によみて奉りける、

立ち寄らむ木のもともなき鳥の身はときはながらに秋ぞ悲し

き(三三段)

躬恒の官歴は歌仙伝(古今集目錄同條)に、初めに、

散位凡河内宿弥躬恒、先祖不見

とあり、稿者便宜中略して、

同(延喜)十一年正月十三日(和泉権掾

で終る。和泉は下国、大宝令では下国に掾は置かず、大國には大掾・少掾を置いてそれぞれ正七位下、従七位上相当とし、上国・中国には掾を置いてそれぞれ従七位上、正八位上相当とするから、和泉権掾は令外の官で、正八位上よりも下位のはずで、拾芥抄には従八位下相当とある。

懷を述べ

身をわぶる涙は今もいづみ(出づ・和泉)なる高師の浦に満つる潮なり(躬恒集)

は在任中の詠か。延喜十六年九月二十三日(西本願寺本躬恒集など)による。日については異伝あり)宇多院石山詣での折、躬恒が、

いづみ(泉・和泉国)にて沈み果てぬと思ひしをけふぞあふみ(湖・近江国)に浮ぶべらなる(躬恒集)

と詠んでいる。「沈み果てぬ」に晩年の感慨が籠るかと思うが、和泉権掾の任の果てたと思われる延喜十四・五年以後、少くともその当時まで、散位であつたらしい。作者部類には、

五位先祖不詳、淡路権掾凡河内諱利男、延喜二十一年正三十任淡路権掾、古今集撰者

とあり、淡路掾(右により父親の極官同様権掾)になった事は、あはちのまつりごと人の任はてのぼりまうできてのころ、

兼輔朝臣のあはたの家にて、

ひきてうへし人はむべこそ老にけれ松のこだかく成にける哉

(天福本後撰集一一〇八)

を証とし得る。

十五夜月

淡路にてあは(淡・彼は)と雲居(空ノ意ニ宮中ノ意ヲ響カス)
に見し月の近き今宵は所がらかも(躬恒集)

も淡路より帰京してのち、歌才によってであろうか、宮中に召されて詠んだのであろう。淡路権掾の任の果てたのは延長二、三年(弘暦一―弘治)であろう。それが躬恒集によって躬恒に関する年次の推定できる記事の最後のようである。淡路も下国ゆえ、やはり八位であったか。例えば後撰集詠み人源濟は「五位淡路守」であった(作者部類。尊卑分脈には「従五上」と)のを見ても、「五位」と「淡路権掾」とは釣り合わない。躬恒は淡路権掾の後どれ程在世したか、上記和泉権掾が晩年なら淡路権掾が極官またはそれに近かつたかと思われるが、確実には明らかでないにしても、五位に昇つた証もない。「散」の草体が「五」に紛わしくなり得る事を思えば、「五位」は「散位」の誤読による誤写ではないか。作者部類では、掲出者の父が散位であったと告げる事はあつても、掲出者本人については極官を記し、「散位」とは記さない例である。源泉資料に上記歌仙伝の如く「散位」とあつたのを正しくそのように読んでいれば記さなかつたらうに、「五位」と誤読したために左様に記したか、あるいは用いた源泉資料に既に「五位」と誤つていたか、ではなからうか。「立ち寄らむ」の歌については、その「ときは」に六位七位の制である緑色の袍を、また五位の袍は朱色で、紅葉の秋は、それへの昇進の意を寓すると解するのが通説のようであるが、躬恒の官歴が上記の如くであり、八位で五位を望むわけにはいかないだらうから、その解は成立し難く、この物語は事実に基づいているなら、事実に適う解を求めねばならぬだらう。

定例叙位の日は年により変動があつて正月五日か六日、または七

日、普通は七日である。秋ではない。稀に除目の折に叙位のある事もあるが、それは臨時の手直しである。秋は除目の季節、それを躬恒は期待していたのではないか。「ときは」は、葛につき色変らぬ意に、官につき変動なき意を掛けていると見るならば、事実上抵触しないであらう。一首は、どの葛も木にまといつて紅葉しているが、はいかか木のもともなく紅葉するすべもない葛に似た私は、変らぬ官のまま(あるいは依然無官のまま)人並みでなく、この除目の秋は悲しい、の意で、位袍に関係はないように思われる。

二

大和物語に語る「事」が、歌や地に関し他書にも見えて、互いに異伝関係になる場合がある。

みかどおりる給ひてまたの年の秋、御くしおろし給ひて、ところ／＼山踏みしたまで、おこなひ給ひけり。(下略、二段)
において、宇多帝の退位は寛平九年であるから、「またの年」は昌泰元年に当るが、紀略や大鏡流布本には昌泰二年十月入道とあり、年も季節も相違する。大鏡古本には、

昌泰元年戊午四月十日、御出家せさせ給ふ。

とあり、その四月十日は紀略などに何の記事もなく、何かの取違えとも思えない。大和物語のは、つまり誤伝であり、特に「秋」については誤としか言いようはないだらうが、大和物語に発する誤か、伝承した誤か、明らかでなく、前者とは言いきれず、年に関しては大鏡古本系の伝えを受けた誤と見られよう。

亭子のみかどに右京のかみのよみて奉りたりける、

(1)あはれてふ人もあるべく武蔵野の草とだにこそ生ふべかりけ

れ

また、

(2)しぐれのみ降る山里の木のしたはをる人からやもりすぎぬらむ (下略、三二段)

(1)は地の文を捨てて歌だけ見ると、知遇を求める意とも求愛の意とも取れるだろう。(2)は不遇を歎く意としか取りようがないのではないか。亭子院御集に、

げむの命婦まいらせける、

(3)あはれてふ人もやあるとむさしのくざとだにこそをふべかりけれ

(4)しぐれのみふるやまざとのこのしたはもる我とこやもらずあるらん

御返、

(5)わくらばにまれなる人のたまくらはゆめかとのみぞおぼめかれける

統後撰集恋歌三(八四八)に、

亭子院に奉りける、

監命婦

(6)あはれてふ人もやあると武蔵野の草とだにこそなるべかりけれと見え、(3)は本物語に対して異伝で、詠み人の関係もあってか、一祝同仁を願う求愛の意と受取つたらしい。(類似した事は三〇段の歌などにも見えるが、ここでは触れない。)上述の如くそれも可能ではあるが、(4)については問題がある。下の句が乱れて意が分明でない。代々御集中の亭子院御集は右に同じく、寛平御集には「もるひとのみやもらずはあるらん」とあって、それもそのままではどうにもならない。(5)は「御返(り)」とあり、それと同じ歌が

新勅撰集恋歌四(九三二)に、

亭子院に奉りける、

藤原恒興女

として入るのを見合せると、(4)は亭子院の歌になりそうだが、(4)は意に不分明な点がありながら「逢はぬ思ひ」を訴える女性の詠であるらしく、(4)(5)は戀歌返歌の関係になく、(5)に対応する戀歌はここには見えないと考えられる。(4)は(3)と一体であろう。とする。(4)の内容は、院が監のもとに通われる事を前提としていて穏やかでない。(4)についてのそのような難点は、(2)には見られない。(1)(2)と(3)(4)とは異伝関係にあるが、(1)(2)のほうが無難であって、大和物語の伝えの確かさが思われるのではないか。

桂のみに式部卿宮すみ給ひける時、その宮に候ひけるうなむなむ、この男宮をいとめでたしと思ひかけ奉りたりけるをも、え知りたまはざりけり。螢の飛びありきけるを、「かれとらへて」と、このわらはに宣はせければ、汗衫の袖に、螢をとらへて包みて、御覽せさすて、聞えさせける。

つゝめ(包・秘)ども隠れぬものは夏虫の身よりあまれる思ひ(オモひ・火)なりけり(四〇段)

この歌を後撰集夏(二〇九)に収めて、

桂のみこの、「螢を捕へて」といひ侍りければ、童の、かざみの袖に包みて、

と詞書する。異伝である。それを伝えて古来風体抄(再撰本)は、後撰集の条に、

桂のみこの、「螢を取りて」と侍りければ、狩衣の袖に包みて、

うなむ童男也

つゝめども隠れぬものは夏虫の身よりあまれる思ひなりけり

又一説には、桂のみこに式部卿のみこ住み給ひけるを、かの宮の童女の男みこを思ひかけ申して、男みこの、「螢を取りて」と侍りけるに、汗衫の袖に包みて奉るとよめる、ともいへり。それを桂のみこの男みこかと心得て、此の比も物に書く者などの侍るなるこそ、いと見苦しく。

とする。「一説」は大和物語またはそれと同様の伝えによつたのであろうが、後撰集の如くば、歌意より見て、「うなぬ」を童男と解する事になるのは当然でもあろう。後撰集天福本には「桂のみこ」の右傍に

敦慶親王也、見大和物語

と注する。その意は、「桂のみこ」が誤で、正しくは敦慶親王であるべきを指摘するのであろうが、その考慮なくして童男説に不審を抱いた人の中から童女説が出、それに伴つて桂のみこ男性説が出るに至つたのであろう。上記天福本の注記は桂のみこ即ち敦慶親王と注したと受取れなくもなく、また、作者部類に敦慶親王につき「号桂御子」とするのは他書に見えない記事であり、その下に続けて「延喜四年薨」とするのは何かの取違えのようである（該当者を思ひ得ない。親王は延長八年薨）のを思えば、そのような男性説は、

故式部卿の宮を桂のみこせちによび給ひけれど、おはしまさざりける時、月のいとおもしろかりける夜、御文奉り給へりけるに、

ひさかたの空なる月の身なりせばゆくとも見えて君は見てま
し（二〇段）

の地の文、特に「よばひ」のあたりに投影しているのではないだろうか。もしもそうなら、それをひとり為家本が欠くのは単純な欠脱

ではなく、それを与える他本はその箇所に関して汚染されているのではないかと臆測がのびるが、立証し難い域にはいるようなので、この問題には立入らずにおくにしても（そして十訓抄の伝えは余りにも訛伝なので触れずにおくが）、本段もまた伝えの確かさを思わせると共に、後撰集に早くも誤伝が見える事を認めなければならぬであろう。

平中、閑院の御に絶えてのち、程経て逢ひたりけり。さてのちにいひおこせたる、

うちとけて君は寝つらむ我はしも露のおきめて恋に明かしつ
女、返し、

白露のおきふし誰を恋ひつらむ我は聞きおはずいそのかみに
て（四六段）

「さてのちに」は逢つた翌朝の謂ではないだろう。「うちとけて」の歌の内容から見ても、「やよひのついたちより忍びに人に物らいひてのちに、雨のそほ降りけるに、よみて遣しける」（古今集六一六、「逢はぬ恋」の歌の群に入る）とあるにも似て、逢つてのち日を置いて言つて寄こしたと受取れよう。平中の歌の初二句は、絶えていた間をなたは氣にやんでいたのであろうが、よりが戻つてからは、安心して眠っているであろう、ということ、第三句以下は、私は違ふ、昨夜もそなたの事を思つて眠れず夜を明かした、ということであろう。前夜平中は訪れず、その翌朝送つたのであつて、「逢ひての恋」の歌と思われる。閑院の返歌は平中の言い分をはぐらかした形だが、よりの戻つた安心感が一首を蔽うているようで、平中察しの通りであつたらしい。

平中の歌が新千載集恋歌四（一一一〇）に、

物申しける女のもとに、久しくまからで後、あしたに申し遣しける、
平貞文

として見え（歌句は次掲平中物語のと同じ）、閑院のと同じ歌が新拾遺集恋歌四（二一九）に、

平貞文、絶えて後程経て逢ひて、「露のおきめて」と申しける
返り事に、
閑院

として見える。作歌事情については本物語と同様の伝えであるが、平中物語に、

さてその頃久しくいかりければ、男いとほしがりて、またつとめて、かくなむ。

うちとけて君は寝ぬらむ我はしも露とおきめて思ひ明かしつといひたるに、この女は、夜一夜物をのみ思ひ明かしてながめゐるに、もて来たりける、

白露のおきめて誰を恋ひつらむ我は聞きおはずいその上にてこの女の住みける所をぞ、いそのかみとはいひける。

とあるのは、細部において異因関係になるだろう。そこでは平中の歌は「逢はぬ恋」の歌として取扱われている。前夜逢わなかったという意味では「逢ひての恋」と同様の趣である。「まだつとめて」（「また、つとめて」とは読まない）は、人の起き出すには早すぎる早朝という事であろうが、下の句に対応して適切である。大和物語にその語がないのは足りない感じがないでもないが、なくても歌から当然察せられる事でもあり、不可欠という程ではないだろう。大和物語では一旦逢った事を前提にして「うちとけて」の歌になつてはいるが、その前提を平中物語では設けていない。そのため、初二句は女を冷淡と見ている意に受取れかねない。そう受取るのは、

下文「夜一夜物をのみ思ひ明かしてながめゐるに」に至つて事実
に反する、平中もことばの上で「うちとけて」云々といつて女をじ
らしただけと分る事になるのだが、大和物語では平中は女の心底を
見抜いた心憎い男になつていて、一層奥行きのある人物表現になつ
ていると言えないであらうか。ここでも大和物語の叙述の周到さに
接する思いがする。

これも内のおほむ、

わたつうみの深き心はおきながらうらみ（浦ヲ響カス）られ
ぬるものにぞありける（五二段）

季吟の抄は、「これも、はじめの歌と、をなし時にや」という。「はじめの歌」とは、斎院君子内親王が父宇多帝に苦情を述べた歌を贈つたのに対し帝が弁解の歌を返した五一段の贈答歌を指す。内閣文庫蔵大和物語は本段を前段に含ませ、独立させていない。抄と同様の考えらしい。右の歌を古今六帖（四）は「恨み」の項に収め、拾遺集は恋五の恨みの歌群中に収め、共に第三句を「ありながら」とする。拾遺集（九八三）は「題しらず 詠み人しらず」として、作者についても異伝となつてはいるが、そのようにこの歌を恋の歌と見る事もできよう。あまたの女御更衣を持たれた宇多帝のことである。少くとも五一段同様の作歌事情ときめてしまふわけにはいかならう。

この大徳、坊にしける所の前に切掛をなむせさせける。（四三二段）

云々とある話を季吟の抄や現代の注書は独立させているが、その内容は前段を知らなくてはならないようになって、内閣文庫蔵大和物語が前段に含ませているのは領けるが、これはそれと同様とは

必ずしもいえないと思う。代々御集中の亭子院御集に、

霍公鳥をきこしめて、

(1) わたつみのふかきこゝろとしりながらうらみらるゝぞ(稿者

「ぞ」ヲ補ウ) わびしかりける

(2) おほ空をわたる春日のかけなれやよそにのみしてのどけかるら
ん

(3) つくるなるはしとしる／＼うらむればおもひながらをいふにぞ
ありける

(4) くれないのやしほの衣かくしあらばおもひしらずぞあるべかり
ける

(5) ひとごとのたのみがたき(傍記「さ」)はなにはなるあしのうら
葉のうらみや(稿者「は」ヲ補ウ)する

(6) かくばかりありける物をくれないのあしほ(寛平御集「やしほ」
のころもなにゝそめけむ

(7) 世中をいづかたにかはうらむらむ人こそあさき瀬にもなるらめ
とあり、(2)―(7)は勅撰集にも入るが、その一々の指摘は省略する。

詞書「霍公鳥をきこしめて」は歌に関らない。寛平御集には、そ
の詞書の次に三行分の余白を置き、他の亭子院御集には、その詞書
は細字書入れの形で末尾に「イ」と付記するよしである(桂宮本叢
書)。(3)は新後拾遺集の「恨む恋」の歌群中にあり、(2)(4)(6)は「つ
れなき人を恨む」歌と思われるが、(1)(7)は人の恨みを受けての述懐

で、(7)は続古今集に雑下に入れているごとく取扱って適当かと思わ
れ、(5)は「恨む恋」の歌であるが、延喜御集に長い詞書を伴って
取め、その返歌もあることを思えば、本来はそちらの歌かと思われ
る。それはともかく、この七首の中には(1)の如く「恨む恋」でない

歌もあり、(7)の如く雑の歌もあって、一樣でないが、(1)―(6)は広く
恋の歌といえようし、(7)も恋の歌といえなくもあるまい。(3)を取め
た新後拾遺集の詞書「恋の御歌の中に」は七首のどれにも通用する
だろう。そのように当面の歌を見た場合は、本段を前段と別の作歌
事情によると見る事になり、そのような受取り方も可能であろう。
もとより抄などの受取り方を否定するわけではない。但し第二・第
三句「深き心と知りながら」は意味が解しにくく、詭伝または誤写
の介在が考えられるのではないか。これも本物語の伝えのほうに強
味があるといえるだろう。

以上の如き事柄から導き出せると思われる事は、本物語に誤伝も
あるが、それとても本物語に発する誤かどうか、既成の誤伝の伝承
ではないかとも見られ、他書と異伝関係になる場合でも、本物語の
伝えの確かさは他書の伝えに劣らず、むしろ本物語のほうに確実さ
があり、そこに作者の叙述の用意の周到さが窺われ、本物語の伝え
を否定するには慎重でありたく、虚構視するのは妥当でない、とい
う事であろう。私はもともと広く異伝関係を持つ他の段にも目を配ら
なくてはならないが、ここに取上げた諸段からはそのように判断で
きると思うのである。次の段についても、それはそれとして否定で
きぬ伝えといえるのではなからうか。

提の中納言の君、十三のみこの母みやすむ所を内に奉り給ひけ
る初めに、みかどはいかど思し召すらむなど、いとかしこく思
ひ歎き給ひけり。さて、みかどにのみて奉り給ひける、

人の親の心はやみにあらねども子を思ふ道にまよひぬるかな
先帝、いとあはれに思し召したりけり。おほむ返事ありけれど、
人え知らず。(四五段)

「堤の中納言」は兼輔、「内」「先帝」は醍醐帝、「十三のみこ」は章明親王、「母みやすむ所」は醍醐更衣桑子、兼輔女。兼輔が「思ひ歎」いたのは「みかどはいかど思し召すらむ」とあるので帝寵につながらる事と見てよいだろう。そして「内に奉り給ひける初めに」とあるのも考慮に入れて察するに、懐妊の兆があれば案ずる必要のない事ではなからうか。醍醐帝については一代要記や藤中抄はあまたの女御更衣を挙げてゐる。桑子入内の時はいつであつたか、記録が残らぬようであるが、兼輔の悩みは延長二年(六三三)章明親王誕生以前の事ではないかと思われる。その歌の「やみ」は夜の暗闇。上の句は、親の心即ち闇、ではないという。「道に迷ふ」は子の事を心配する心理の意に、道筋に迷う物理の意を響かす。その物理の意が第二句の「闇」に対応すると判明した時に、心理の意に対応して「闇」は判断力を失つた心の状態の意を含んで生きてくる。即ち、「やみ」は上から読んできた時には物象だけの闇であるが、一首全体を読み了えた所で心象の闇の意を含むと受取れよう。一首は御息所についての苦しい胸中を訴え、帝寵を乞う事にもなつてゐる。

この歌は後撰集雜一(一一〇三)に、

太政大臣の、左大将にて、すまひの還饗し待りける日、中将にてまかりて、事終りて、これかれまかりあかれけるに、やむごとなき人二三人ばかりとどめて、まらうど・あるじ、酒あまたたびの後、酔ひにのりて、子どもの上など申しけるついでに、

兼輔朝臣

と詞書し、歌の結句を「まどひぬるかな」として入る。兼輔が中将であつたのは、延喜十九年正月二十八日に四十二歳で左近権中将に任じてより、延長五年正月十二日に五十一歳で権中納言に任ずるま

での期間であつて、その間左権中将であつた。即ち、後撰集の伝えでは、この歌の詠時の上限は延喜十九年(九三九)で、下限は延長二年(九三三)といふより、相撲の還饗は八月であるから、延長元年(九三三)といつてよいだろう。延喜二十年は相撲は停止になつたので、延喜十九年、二十一年、二十二年、延長元年のいずれかの八月の詠作であろう。「太政大臣」は忠平であつて、延喜十三年四月十五日に左大将に任じてより(右大将より転ず)、延長八年十二月十七日に退くまで左大将であつた。上記詠作推測年次はその中に包まれる。但し左大将時代は大納言従三位であつて、太政大臣は承平六年八月十九日に任じてより天曆三年八月十四日に薨するまでであつた。

さて、試みに、もう少し詠作時をつきつめてみる。詞書に、「やむごとなき人(『粗略にできぬ人』二三人ばかり)とあつて、兼輔はその一人であつた。兼輔は、中将時代、どの年の相撲の節にも任務を帯びて活動したに違ひあるまいが、記録の上では、西宮記巻四(相撲)に、

九記云(略)仰云、延木廿一年、吾不参、宰相中将兼輔奏左相
撲文

云々とあつて、後代、宰相中将の奏例となつてゐる(政事要略二十六所引吏部記)。兼輔は延喜二十一年正月三十日に宰相になつた。

「九記」は九曆のこと、「仰云」の主語は当時右大臣従二位左大将の忠平であり、相撲の節に欠席した忠平に代つて兼輔が左の相撲文(『番組』)を天皇に捧呈した。大役を勤めたといふべきであろう。それもあつて「やむごとなき人二三人ばかり」の中に入つたのではなからうか。まずは延喜二十一年(九三三)を有力候補と見てはどうであらうか。その年の還饗の日は記録に見えないようである。

なお、紀略(延喜二十一年)に、

五月廿三日、女御□□□□卒、号楓御休息所

とあり、国史大系頭注に、「塙先生曰、空穴当眞藤原桑子四字、桑子中納言兼輔女也」とあり、大日本史料もその年次の条に塙説に従って桑子の卒去を掲げる。が、一代要記によれば桑子は更衣であつて女御ではない。その点にまず不審がある。さて、塙説は左の記事に関りがあるのではないか。兼輔集歌仙本に、

桂の御息所、おほやけに参らせ給ふこと遅しとて恨みさせ

給へば、

恨むべき程ならなくに郭公五月待つ間の年にぞあるらし

とあり、その詞書の意は分りにくく、歌の下の句の「五月」を卒去の時と読んで紀略に結びつけたのかと思うが、正確にはその歌意は不分明とせざるを得まい。桂宮本叢書の中納言兼輔集では詞書が、

桂の宮のおほやけに申させ給ふことあるがへりごとおそくき

こゆとてうらみたまふに、

とあり、歌の下の句が、

五月待つまのねにこそあるらし

とあつて、少し分りよくなる。歌仙本の「年」は「ね(音)」の誤読によるらしい。西本願寺本には、

かつらの御息所なにごとにか奏せ給ひて、返事おそしとて

恨み給ひければ、

つゝむべきほどならなくに時鳥いかゞしてかはふる声のする

とあつて、下の句が大きく異なる。類従本も同儀である。それも意味が分りにくい。歌仙本の初句は西本願寺本の如き句の誤で、下の句は桂宮本叢書の如き句の誤、というふうな、単純な誤写として

説明がつくだらうから、

つゝむべき程ならなくに郭公五月待つ間のねにこそあるらし

を原形と推測できるのではないか。その歌なら卒去には無関係である。そして「桂の宮」は宇多皇女皇子内親王の事であつて、その人を「桂の御息所」とは呼べない。どちらかが誤であらうが、歌には男女間の情の屈折が籠るように見えるので、むしろ「桂の宮」が「桂の御息所」とあるべき所かと思うが、確言できない。仮にそうなら、本物語七六段に宇多御息所として登場する十世王女、即ち光仁一仲野親王一十世王(紹運録)の娘の事である。略の「楓御息所」は「カツラノ御息所」と読めようから同じ人かもしれないが、十分立証できず、紀略の不審は消えない。いずれにせよ、桑子は延長二年に章明親王を儲けるのだから、塙説の不当は明瞭である。

兼輔集には、また、

子のかなしきなど、人のいふところにて(西本願寺本・類従本)

子のかなしきことを、あつまりていひければ、中納言(歌仙本)と詞書して、結句を「まどひぬるかな」として見える。作歌事情の説明は非常に簡略だが、後撰集と抵触せず、その要約のようにも見え、本物語はその二書に対し部分的な異伝になる。どちらが事実に適うかを判定するに足る資料はないが、兼輔の悩みの内容については互いに抵触しあわないと見る事ができ、明らかに相異するのは詠歌の場面情況だけであつて、それなら両者事実、そして詠時も相距たらぬ、と見る事も可能であらうから、本物語もまた否定できぬ伝えと認めねばならず、虚構と見なす理由はないであらう。

三

大和物語前半の小話では歌に重点を置いてゐる事は既にいわれてゐる。歌は作者にとって所与のものであるから、作者の用意は(1)伝承の歌の中からいかなる歌を選んで取上げるかにあつただろう。語りの地も、少くとも骨格は所与のものであろうが、(2)本物語に形成するには当然種々な配慮が払われているはずで、物語らしく細部を付加する(虚構でなく)などの事もあるだろう。作者も伝承者の内と見てよいであらうから、(1)(2)は伝承者(≡語り手)の用意の窺われる所であり、就中(2)の形成の配慮については私はこれまでに二つの点を顯著な要点と考へて指摘してきた。一つは(1)地と歌との照応である。即ち、歌の理解に関する要語が地の中に含められていて、それを見定める事が歌を解く鍵になる場合があるという事で、それはすべての小話においていえる事とは限らないが、そのような小話では、叙述に払われた配慮の周到さに思いが致される(学大國文9)。

上述の諸段の中では三五・四五・四六の諸段にそれが見られるであらう。他の一つは(1)小宇宙の形成である(大阪教育大学紀要17)。小話の中には比較的首尾を具えたものもあるが、そうでないものもあり、通観してどの小話も彫刻でいうトルソーに当ると思われ、現実のトリミングのしかた、その枠内の世界の形成、そこに語り手の存在が見られよう。そしてさらに伝承者の用意の窺われるのは(3)小話の配列のしかたであり、そこでは伝承者は編集者になる。(1)(2)(3)はこの物語の「言」であり、そこにこの物語の伝承者が姿を見せていると思われ、その「言」に加えて「事」の受容が作者への接近にほかならぬと思うのであるが、ここには(2)の(1)に関する一つの例を取上げてみる事にする。

伊勢守もろみち(衆望)のむすめをたゞあきら(正明)の中將

の君にあはせたりける時に、そこなりけるうなむを右京のかみ呼び出でて語りひて、あしたよみておこせたりける、

白露のおくを待つまの朝顔は見ずぞなか／＼あるべかりける
(三九段)

「白露」は、はかないものの譬えにする事もあるが、ここではそれとなく、開花を促すものとしていうと思われる。

朝顔は朝露おきて咲くといへど夕影にこそ咲きまさりけれ(古今六帖第六・朝顔)

原歌たる万葉集卷十(二一〇四)の歌には第二句「朝顔おひて」。柿本集にも見え、本により歌句に小異はあるが、当面問題にする程ではないと思うので省略する。その上の句が参考になるだろう。従つて、露の置くのを待っている間の朝顔は開花に近い苦の情態である。その「朝顔」が地の「うなむ」、即ち逢うには少し早すぎる少女と照応すると見る。そこがこの歌を解する要点ではなからうか。それの意味が充足しているようなので、「朝顔」に少女の朝の顔を寓するとは見ない。下の句は、逢わずにいるほうがよかつた、あまりにいたいけで不便なことをした、というのであらう。新勅撰集恋三(八二二)に「題しらず 源宗于朝臣」として同じ歌が入る。枕草子(小白川といふ所は)に、

さて、その二十日あまりに、中納言(≡義懷)、法師になり給ひにしこそ、あはれなりしか。桜など散りぬるも、なほ世の常なりや。「おくを待つまの」とだにいふべくもあらぬ御ありさまにこそ見え給ひしか。

とあって、注者はこの歌を引歌と見、意を解いて、「おくを待つまの」と朝顔のはかなさをいう歌があるが、その短い盛りに入たと

えられない程はかない義懐のお栄えとお見えになった、とするようであるが、本物語では、短くはかない盛りの意ではなく、盛りに至る前、未成熟の意でいうと思われる。枕草子の場合、桜を引合いに出したあたりは盛りの短さを惜しんでいると思われるが、引歌の所は、引歌の本来の意を用いて、盛時を目前にしてとすらいえない全くこれからという三十歳の若さで義懐が世を捨てた事を惜しんでいるのではなからうか。

ところで、その上の句は為家本の独自本文であって、他の諸本が、置く露の程をも待たぬ朝顔は

に作るのと対立する。それを用いた注書は、露の置くわずかな間をも待たずにしぼんでしまふ朝顔は、と解く。少女の情態に適合しないのではないか。それだけ為家本が良質の本文だという事にならう。

そして枕草子の引歌や新勅撰集所収歌はそれに一致しているのだから、為家本独自本文の中には欠陥を含むものがあるにせよ、すべてを非と考えるわけにはゆかぬ一証ともなるだろう。単に欠陥の多寡を比べるなら、天福本のほうがやや少いであろうが、これなどは本文の素姓に関する重さを持つもののようなのである。為家本に私は心惹かれる。

以上は「大和物語雑考(一)」(大阪大学教養部研究集録22・昭和四十九年三月発行見込)に続き、主として本物語三一段より六〇段までの諸段に材料を求めた。

(付記)本稿は昭和四十八年度文部省科学研究費(総合)による研究の一部である。

(本学教授)